## 第 2 章 公共用水域の水質監視1 類 型 指 定 状 況

類型は水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域を対象に、国または知事が各水域ごと に水質及び利水状況等を考慮して指定している。

国が指定権限をもつ水域については、昭和 45 年 9 月閣議決定により渡良瀬川上流水域を、昭和 48 年 3 月には環境庁告示により那珂川、鬼怒川及び渡良瀬川の県際河川を類型指定した。また、環境省告示により平成 13 年 3 月に深山ダム貯水池と川治ダム貯水池を、平成 15 年 3 月に川俣ダム貯水池を類型指定した。

知事が指定権限をもつ水域については、昭和 48 年 2 月及び 9 月に 33 河川 2 湖沼、昭和 52 年 4 月に 10 河川、昭和 55 年 12 月に 5 河川について類型を指定し、昭和 60 年 4 月には窒素・りんに係る環境基準について、中禅寺湖(窒素を除く)、湯の湖を類型指定した。さらに、平成 17 年 1 月には栃木県告示により新たに 4 水域の類型指定を含む 11 水系の類型改定等全面的な見直しを実施した。平成 17 年 4 月 1 日現在、類型指定は 48 河川 5 湖沼となっている。

類型指定された水域では、生活環境の保全に関する環境基準が類型に応じて適用される。

表 2 - 1 環境基準類型指定水域一覧表

水系		水 域 名	該当類 び達成		環境基準地 点	設 定 年月日			
	那珂川1	(湯川合流点より上流。)	АА	1	恒 明 橋	昭和 48.3.31 環告示 21 号			
那	那珂川 2	(湯川合流点から早戸川合流点まで。)	Α	1	新那珂橋 野 口	"			
	高雄股川	(流入する支川を含む。)	АА	1	高雄股橋	平成 17.1.28 県告示 43 号			
	湯川	(流入する支川を含む。)	Α	1	湯川橋	"			
珂	余 笹 川	(流入する支川(黒川を除く。)を含む。)	Α	1	川田橋	"			
	黒 川	(流入する支川を含む。)	Α	1	新田橋	"			
	松葉川	(流入する支川を含む。)	Α	1	末 流	"			
JII	第 川	( 流入する支川(蛇尾川を除く。)を含む。)	Α	1	第 川 橋	"			
/''	蛇尾川	(流入する支川を含む。)	Α	1	宇田川橋	"			
	武茂川	(流入する支川を含む。)	Α	1	更 生 橋	"			
	荒川	(流入する支川(内川及び江川を除 く。)を含む。)	Α	1	向 田 橋	"			
	内 川	(流入する支川を含む。)	Α	イ	旭 橋	"			
	江 川	(流入する支川を含む。)	Α	1	末 流	"			
	逆  川	(流入する支川(坂井川を除く。)を含 む。)	Α	1	末 流	"			
	鬼怒川1	(大谷川合流点より上流。)	АА	1	川治第一 発電所前	昭和 48.3.31 環告示 21 号			
鬼怒	鬼怒川 2	(大谷川合流点から田川合流点まで。)	A	1	鬼怒川橋(宝積寺)川島橋	"			
川	男 鹿 川	(流入する支川を含む。)	АА	1	末 流 (川治橋)	平成 17.1.28 県告示 43 号			
<i>/</i> ''I	板穴川	(流入する支川を含む。)	АА	1	末 流	"			
	大谷川	(流入する支川(志渡渕川を除く。) を含む。)	АА	1	開進橋(針貝)	11			

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準 地 点	設 定 年月日
	湯 川 (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	"
	志渡渕川 (流入する支川を含む。)	В 🗆	筋違橋	"
	西鬼怒川 (流入する支川を含む。)	A イ	西鬼怒川橋	"
	江川上流 (高宮橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🏻	高宮橋	"
鬼	江川下流 (高宮橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	"
	田川上流 (御用川合流点から上流の区域に限る。) (流入する支川(赤堀川を除く。)を含む。)	A 1	大 曽 橋	平成 17.1.28 県告示 43 号
怒	田川中流 (御用川合流点から明治橋までの区域に限る。) (流入する支川(御用川及び釜川を除く。)を含む。)	СП	明治橋	"
Ш	田川下流 (明治橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🗆	梁 橋	"
	赤 堀 川 (流入する支川を含む。)	А 🗆	木和田島	"
	御 用 川 (流入する支川を含む。)	СП	錦中央公園	<i>II</i>
	釜 川 (流入する支川を含む。)	C 1	つくし橋 (末流)	"
小	小 貝 川 (流入する支川(百目鬼川を除く。) を含む。)	A 1	三谷橋	"
貝	五 行 川 (流入する支川(野元川及び行屋川 を除く。)を含む。)	A 1	桂 橋	"
Ш	野 元 川 (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	"
	行 屋 川 (流入する支川を含む。)	A 1	常盤橋	"
	渡 良瀬川 上流(足尾ダムから赤岩用水取水口ま で。)	A 1	高津戸	昭和 45.9.1 閣議決定
渡	渡良瀬川2(桐生川合流点から袋川合流点まで。)	В 🏻	葉鹿橋	昭和 48.3.31 環告示 21 号
	渡良瀬川3(袋川合流点から新開橋まで。)	в Л	渡良瀬大橋 (早川田)	"
良	渡良瀬川4(新開橋から利根川合流点まで。)	В 🗆	三国橋	"
	神子内川 (流入する支川を含む。)	A 1	末 流	平成 17.1.28 県告示 43 号
瀬	小俣川上流(新上野田橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	А П	新上野田橋	"
Ш	小俣川下流(新上野田橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 1	末 流	"
/11	松田川上流(新松田川橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	А П	新松田川橋	"
	松田川下流(新松田川橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 1	末 流	"

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準 地 点	設 定 年月日
	袋川上流 (助戸から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 🗆	助戸	"
	袋川下流 (助戸より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	D 🗆	袋川水門 (末 流)	"
	旗川上流 (高田橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 🗆	高田橋	"
<b>,</b> <del>1.</del> .	旗川下流 (高田橋より下流の区域に限る。) (流入する支川(出流川を除く。) を含む。)	В 1	末 流	"
渡	出 流 川 (流入する支川を含む。)	в Л	末 流	"
	矢 場 川 (流入する支川(姥川を除く。)を含む。)	C 1	矢場川水門 (末流)	"
	才 川 (流入する支川を含む。)	А П	末 流	"
良	秋山川上流(堀米橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 1	小 屋 橋 (仙 波) 堀 米 橋	"
	秋山川下流(堀米橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	C 1	末 流	"
瀬	三 杉 川 (流入する支川(鷲川を除く。)を含む。)	В 1	末 流	"
	巴波川上流(吾妻橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	C 1	吾 妻 橋	"
	巴波川下流(吾妻橋から上流の区域に限る。) (流入する支川(永野川を除く。)を 含む。)	В 1	巴波橋	平成 17.1.28 県告示 43 号
Ш	永野川上流(赤津川合流点より上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A 1	星野橋大岩橋	"
	永野川下流(赤津川合流点から下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	В 1	落 合 橋 (末流)	"
	思川上流 (黒川合流点より上流の区域に限る。) (流入する支川(大芦川を除く。)を含む。)	A 1	保 橋	"
	思川下流 (黒川合流点より下流の区域に限る。) (流入する支川(黒川及び姿川を除く。) を含む。)	В 1	乙女大橋	"
	大 芦 川 (流入する支川を含む。)	AA 1	赤石橋	"
	黒 川 (流入する支川を含む。)	A 1	御 成 橋	"
	姿 川 (流入する支川(新川及び赤川を除 く。)を含む。)	В 1	宮前橋	"
その	押 川 (流入する支川を含む。)	A 1	越地橋	"
他	西仁連川 (流入する支川を含む。)	В 🗆	武井橋	"
湖	湯の湖(全域)	A イ・ ロ	湖 心	"
湖沼	中禅寺湖 (全 域)	AA 1 · I 1	湖 心	"

水系	水 域 名	該当類型及 び達成期間	環境基準地 点	設 定 年月日	
湖	深山ダム貯水池(深山湖)(全域)	AA 1 · I ː	湖 心	平成 13.3.30 環告示 17 号	
沼	川治ダム貯水池(川治湖)(全域)	AA = •	湖 心	"	
	川俣ダム貯水池(川俣湖)(全域)	A1. 1	湖心	平成 15.3.27 環告示 36 号	

- (注)1

該当類型及び達成期間の欄は次のとおりとする。
(1) 該当類型は、表1 - 2生活環境の保全に関する環境基準を示す。
(2) 達成期間の分類は、次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
水域名及び環境基準地点は県外にあるものであっても、本県に関係あるものを含む。
那珂川2(野口)、鬼怒川2(川島橋)、渡良瀬川上流(高津戸)、渡良瀬川3(渡良瀬大橋)、渡良瀬川4(三国橋)、押川(越地橋) 2

表 2 - 2 環境基準類型指定状況

	区分	河 川 水・湖 域		類 型 別 水 域 数 内 訳								環境				
		区 为·	ח	Л	<u>ь</u> л	・ 湖 沼数	数数	АА	А	В	С	D	Е			
	那珂川	水系	1 3	1 4	2	12	ı	ı	1	-				1 5		
河	鬼怒川 水系	・小貝川	1 6	2 0	4	10	3	3	-	ı				2 1		
l	渡良滩	順川水系	1 7	2 8	1	10	13	3	1	-				2 9		
Ш	その他	也の水系	2	2	-	1	1	1	1	1				2		
	小	計	4 8	6 4	7	33	17	6	1	-				6 7		
	湖	沼	5	5	3	2	•	-	-	-	2	2	1	5		
	合	計	5 3	6 9	10	35	17	6	1	-	2	2	1	7 2		

渡良瀬川上流水域について、当該水域数には計上しているが、同水域の環境基準地点(高津戸)は地点数に含まれていない。 類型のうち、・・・については窒素及びりんに係る類型を示す。 その他の水系とは、押川(久慈川水系)及び利根川に直接流入する西仁連川である。なお、本年表の結果では、押川を那珂川水系に、西仁連川を渡良瀬川水系に含めている。